

公共施設利用に係る
受益者負担の適正化基準
(案)

平成31年3月
南砺市

目 次

1	はじめに	1
2	受益者負担の適正化に向けた基本的な考え方	2
3	受益者負担の算定根拠	3
4	受益者負担の基準	4
5	受益者負担の負担割合	5
6	受益者負担の算定方法	7
7	減額・免除についての基本的な考え方	8
8	激変緩和措置	9
9	その他考慮すべき事項	9
10	おわりに	10

1 はじめに

市内には、庁舎をはじめ、福祉向上や健康増進、観光振興の観点から、さまざまな施設が整備されており、市民をはじめ大勢の方々の利用に供されています。文化施設や集会施設、スポーツ施設などの公共施設を利用される方には、使用料をご負担いただいております。これは、施設の維持管理や行政サービスの提供に、人件費や光熱水費などの維持管理費がかかるためです。これらの経費は、受益者（使用者）の使用料でまかなうことが望ましいのですが、実際には、その一部が税金で補われているのが現状です。

施設等の利用者と未利用者における負担の公平性を保つためには、受益者負担（使用料）と公費負担（税金）の割合について基準を明確にし、広く市民の十分なお理解を得ながら、利用者に対し、受益（施設利用）の対価として適正な負担を求めていく必要があります。

市では、利用者負担の基準の適正化、使用料算定方法の明確化、類似施設間の平準化を図るとともに、使用料などが減額・免除される「減免」についても標準的な扱いを設定するため「受益者負担の適正化基準」を策定しました。

【現状の課題】

- 施設にかかる維持管理費の多くを公費（税金）で負担しており、利用者と未利用者との間に「負担の不公平」が生じています。
- 使用料の算定方法や見直し基準を定めた統一的な基準がありません。
- 市内の類似施設間において使用料体系に不均衡が生じています。
- 減免に関する標準的な取り決めがなく、負担の公平性の観点から格差が生じています。

2 受益者負担の適正化に向けた基本的な考え方

受益と負担の公平化の観点から「受益者（利用者）負担」と「公費（税＝市民）負担」の割合を明確化した上で、利用者に受益（施設利用）の対価として相応の使用料の負担を求めることを原則とします。そのための基本的な考え方は次のとおりです。

①原価計算方式に基づく費用（経費・コスト）の明確化

使用料の算定にあたっては、広く市民の納得・了承を得るための合理性や透明性の確保が必要です。まず、サービスの提供にかかる経費・コストを原価計算方式で算出し、受益者負担額算定の根拠とします。

②サービスの性質による受益者負担割合の設定

行政サービスは、道路や公園など市民の生活基盤として市場原理によっては提供されにくいものから、民間でも類似同様のサービスが存在するものまで、その性質はさまざまです。そのため、受益者負担を求める際は、税負担の公平性や公正性を確保するため、必要性（選択性）と市場性（公益性）の観点からサービスの性質を分類し、分類ごとに受益者負担の割合を設定することとします。

③減免についての基本的な考え方

社会教育団体や福祉団体、地域住民団体などの活動支援、公益上の必要性、政策の推進などを目的に使用料等の減免が行われていますが、コストに対する収入比率の低下、二重補助、受益者負担の原則との乖離、行政への依存傾向の増大、既得権益化などの諸課題があります。使用料等の減免は、あくまで政策的かつ特例的な措置であることを基本とし、真にやむを得ないものに限定するとともに、受益者負担の原則を徹底し、統一的な基準を定めます。

④類似施設間での格差解消と負担均衡

文化施設・スポーツ施設などの類似施設間で使用料等に格差が生じています。受益者負担の原則ならびに公平性の観点に基づき、類似施設間の負担率を統一するため、同種同類の施設をグループ化し、グループごとに同一の料金体系を適用することとします。

⑤運営状況の検証・改善

サービス提供にかかる経費については、人件費や施設の維持管理費が料金原価として算定基礎となることから、継続的かつ定期的に運営状況の検証・改善を実施することで、施設の管理運営や行政サービスの提供に要する費用の削減、市民の利用満足度や施設稼働率などの向上を目指して可能な限り努力し、受益者の負担軽減を図ります。

3 受益者負担の算定根拠

○受益者負担額の算定イメージ

受益者負担額 = 料金原価 × 負担割合

受益者負担額（負担割合 50%の場合）のイメージ

費用	総費用		
	料金原価(対象費用)		対象外費用
財源	受益者負担額 (使用料等)	公費負担額 (市税など)	
	← 50% → ← 50% →		料金原価 対象外

○料金原価 ※

サービス提供に必要な経費のうち、料金原価の対象となる費用
(人件費、物件費、維持補修費、補助費 など)

※公共施設そのものは市民共有の財産であることから、料金原価には施設建設費（減価償却費）・用地取得費などのイニシャルコストは含めず、施設の維持管理に必要なランニングコストを対象とします。

○負担割合

料金原価に対するサービス利用者（受益者）の負担割合

○受益者負担額

施設等の利用者が負担する使用料等
料金原価にサービスごとの負担割合を乗じて算出

○公費負担額

サービス提供に必要な財源としてサービス利用者（受益者）の負担では賅えない部分に
充当する市税などの一般財源

4 受益者負担の基準

◎対象サービス

公の施設の利用（施設使用料などが対価）を受けるサービスを対象とします。
なお、次のサービスは「適正化基準」の対象外とします。

▽法令等により市が独自に料金を設定できないもの

- ・使用料等を徴収できないもの（小・中学校、図書館など）
- ・受益者負担の基準が定められているもの（市営住宅、保育園、介護福祉施設など）

▽独立採算を前提としているもの

水道事業、下水道事業、病院事業など

▽テナントとして貸し出すことを前提としているもの

クリエイタープラザ、起業家支援センターなど

▽収益を上げることが前提としているもの

温泉、観光、産業施設など

▽その他

本基準による見直しが適当でないと認められるもの

◎料金原価の対象費用

料金原価の対象費用は、人件費、物件費、維持補修費、補助費とします。

①人件費

報酬、給料、手当、共済費など

②物件費

賃金、需要費、役務費、委託料、使用料・賃借料、負担金など

③維持補修費

大規模修繕を除く修繕料、工事請負費の一部など

④補助費

保険料、謝礼金、補助金、負担金など

◎料金原価の対象外費用

①臨時的な対応に伴う費用

災害時対応など臨時的に提供するサービスに係る費用は、本来、提供するサービスとは目的が異なるものであるため、料金原価の対象外とします。

②受益者が特定されている費用

施設で実施する講座等で使用する教材などに係る費用は、原則、講座等の参加者が負担するものであるため、料金原価の対象外とします。

5 受益者負担の負担割合

◎サービスの性質による分類と負担割合

施設利用など受益者負担の必要な行政サービスは、日常生活に不可欠で市場原理によっては提供されない公共関与の必要性が高いものから、特定の市民が利益を享受し、民間でも類似のサービスがあるものまで多岐にわたっています。

このため、より公平・公正な受益者負担額を算出するため、サービスの利用形態や機能に着目し、その性質を「必需性（選択性）」と「市場性（公益性）」の2つの視点で分類します。

①「必需性（選択性）」による分類

区分	必需性	選択性	
性質	・市民が日常生活を営む上で必要な生活水準を確保するために利用するサービス ・社会的、経済的弱者等を擁護、支援するためのサービス	・日常生活を便利で快適なものにするため、個人の価値観や嗜好で選択的に利用するサービス ・主に個人が趣味やレクリエーションの一環として利用するサービス	
公共性の強弱	必需性 ← 強	弱 → 選択性	
サービス（施設）の分類	1	2	3
	○福祉施設 児童館 等	○スポーツ・レクリエーション施設 テニスコート、屋内競技場、体育館、グラウンド、野球場 等 ○文化施設、地域活動施設 文化センター、公民館 等 ○商業福祉施設、生涯学習施設 福光会館、勤労青少年ホーム 等 ○その他社会福祉施設 美山荘、光龍館 等	○スポーツ・レクリエーション施設 温水プール、クレー射撃場、クライミングセンター 等

②「市場性（公益性）」による分類

区分	性質	公共性の強弱	サービス（施設）分類
公益性（非市場的）	収益性が低く、民間による提供が困難なサービス（施設）	公益性 ↑ 公共性 ↓ 市場性	① ○福祉施設、その他社会福祉施設 児童館、美山荘、光龍館 等
市場性	収益性が高く、民間による同種・類似のサービス提供が期待できる		② ○スポーツ・レクリエーション施設 体育館、グラウンド、野球場、クレー射撃場、クライミングセンター等 ○文化施設、地域活動施設 文化センター、公民館 等 ○商業福祉施設、生涯学習施設 福光会館、勤労青少年ホーム 等
			③ ○スポーツ・レクリエーション施設 テニスコート、屋内競技場、温水プール等

③負担割合の考え方

①「必需性（選択性）」による分類と②「市場性（公益性）」による分類を組み合わせることで、サービスの性質による公共性の強弱を区分し負担割合を設定します。この場合、公共性の高いサービスは公共（行政）の関与が強く、経費の税負担に妥当性があるものと判断され、公共性の低いサービスは、税による負担割合が低くなり、受益者負担の割合が高くなります。

<受益者負担割合判定フローチャート>

 市場性	[50%]	[75%] テニスコート、屋内競技場	[100%] 温水プール	
	[25%]	[50%] 体育館、グラウンド、野球場、文化センター、公民館、福光会館、勤労青少年ホーム	[75%] クレール射撃場、クライミングセンター	
	[0%] 児童館	[25%] 美山荘、光龍館	[50%]	
公益性	必需性			選択性

※判断基準例

- [100%] 民間で提供可能な嗜好・選択性の高いサービスで市内に同種同類の民間施設があるもの
- [75%] 個人の価値観や嗜好で選択的に利用するもので民間での提供がやや困難なもの
民間で提供可能なサービスで市内に同種同類の民間施設がないもの
- [50%] 市場性(公益性)・選択性(必需性)のいずれの機能も平均的に有するもの
民間でも提供可能だが公的必要性の高いもの
嗜好・選択性が高いものの民間では提供困難なもの
- [25%] 民間での提供がやや困難で公益性がやや高いもの
民間での提供が困難で日常生活における必要性が高いもの
- [0%] 公的必要性が高く民間では提供困難なもの

④その他（実費負担）

条例・規則に基づかない各種図面の販売や機械・物品の貸与などのサービスは、特定の市民が利益を受けることが明らかであることから、受益者負担割合を原則 100%とします。

6 受益者負担の算定方法

【貸室等】

貸室等（会議室、ホール）など、一定のスペースを使用する場合の使用料は次のとおり算定します。

- ① 1㎡当たりの年間原価 = 施設全体の原価 ÷ 貸出面積の合計
※廊下やトイレなど共用部分に要する費用も原価として算定します。
※貸出面積の合計には共用部分は含みません。
- ② 1㎡当たりの時間原価 = 1㎡当たりの年間原価 ÷ (年間利用可能時間×稼働率)
- ③ 1室当たりの原価 = 1㎡当たりの時間原価 × 1室面積 × 利用時間
- ④ 1室当たりの使用料 = 1室当たりの原価×受益者負担の割合 ※十円未満四捨五入

〔例〕施設の体育室を3時間利用した場合の使用料の算定方法

	体育室	ホール	会議室	共用部分	合計
延床面積	650㎡①	100㎡②	50㎡③	100㎡	900㎡

- 施設全体の原価 8,000,000円 ●貸出面積：800㎡ (①+②+③)
- 年間利用可能時間 4,450時間 ●稼働率 70% ●受益者負担割合 50%
- ①1㎡当たりの年間原価 = 8,000,000円 ÷ 800㎡ = 10,000円/㎡
- ②1㎡当たりの時間原価 = 10,000円 ÷ (4,450時間×70%) = 3.21円/㎡/時間
- ③1室当たりの原価 = 3.21円/㎡/時間 × 650㎡ × 3時間 = 6,259.5円
- ④1室当たりの使用料 = 6,259.5円 × 50% = 3,129.75円/室 = **3,120円/室**

【個人利用施設等】

個人で体育館やプールなどの施設を利用する場合の使用料は、次のとおり算定します。

- ① 1人当たりの原価 = 原価 ÷ 年間利用者数
※年間利用者数は過去3カ年の平均としますが、利用者数に変動がある施設は、施設ごとに判断するものとします。
- ② 1人当たりの使用料 = 1人当たりの原価 × 受益者負担割合 ※十円未満四捨五入

〔例〕体育室の使用料

- 年間原価：8,000,000円
- 年間利用者数：20,000人
- 受益者負担割合：50%
- ① 1人当たりの原価 = 8,000,000円 ÷ 20,000人 = 400円/人
- ② 1人当たりの使用料 = 400円/人 × 50% = **200円/人**

7 減額・免除についての基本的な考え方

減額・免除制度は、障がい者や高齢者などの社会的弱者の支援や、教育振興などの政策的配慮から実施するものであり、受益と負担の公平性の観点から、その措置は必要最小限とする必要があります。

このことから、減額・免除について次のとおり統一的な基準を定めることとします。

また、減額・免除の適用にあたっては、対象者であることの確認を厳格に行う必要があります。なお、サービス利用の都度、決定することが望ましいのですが、事務経費軽減の観点から、減額・免除適用後の料金設定を行うことも可能とします。

【使用料の共通基準】

①市が施設を使用する場合

市（議会、行政委員会等を含む）が施設を使用する場合、使用料の減額・免除は行いません。

②市が共催・後援する場合

市が各種団体等と共催で事業等を実施・後援する場合には、共催や後援の事実のみで減額や免除は行いません。

③他の官公署の利用、公共的団体等が利用する場合

減額や免除は行いません。ただし、他団体と相互利用ができる協定等を締結したサービスを提供する場合は、減額や免除を行うことができます。

④減額・免除の対象

高齢者や障がい者、子どもなどを減額・免除の対象とすることができるものとします。

対象要件は次の区分を原則とします。なお、団体利用の場合は、構成員の半数以上が要件に該当した場合に減額・免除の対象とします。

区分	対象要件
高齢者	75歳以上の市民
障がい者	障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳の交付を受けている市民 ※介助者(障がい者1名につき1名)の使用料は「免除」とします。
子ども	中学生以下の市民

<減額率の定義>

利用者と未利用者間における負担の公平性を確保するうえで、利用者が負担する分と公費で負担する分を等分することは最も理解を得やすいと考えられることから、減額率は一律50%とします。減額を原則とし、免除については、④の規定を基本とします。

8 激変緩和措置

本基準に基づき受益者負担額を算出した結果、使用料等が従来負担額にくらべて急激に高騰することによる市民生活への影響が懸念されます。そこで激変緩和措置を設け、現行使用料の1.5倍を越えない範囲にとどめることを原則とします。

ただし、市内類似施設間において著しく使用料体系が異なる場合、負担の公正・公平性を担保する観点から使用料等の平準化を優先し、1.5倍を超えることがあります。

9 その他考慮すべき事項

①市民以外の利用について

市民以外の利用に係る費用負担については、原則として基本料金の1.5倍を上限とします。なお、団体利用の場合、団体の所在地をもって判断します。

ただし、施設の設置目的や性質等のほか、施設の有効活用、利用促進、広域連携の観点から市外利用者の料金設定が適当でないと判断される場合は、市民料金を適用します。

②営利目的利用について

営利目的利用の場合は、原則として基本料金の2倍とします。

③端数処理について

使用料算定に際しては、1円単位での算出は複雑で煩雑な事務処理を招くことから、10円単位となるよう端数処理を行うこととします。

④付帯設備・備品等の使用料について

体育館等のトレーニング機器や文化施設等のピアノ・音響設備などのように、施設の利用とは別に利用者の意向によって使用するものや個別に経費が発生するものについては、別に料金を定めることとします。

⑤指定管理者による利用料金制導入施設の取扱いについて

指定管理者による利用料金制を導入している施設については、基本方針に基づき利用料金の上限を設定することとします。

⑥設定料金の調整について

政策的判断や市内および近隣自治体の類似施設や民間施設等との均衡を図る観点から、必要に応じて設定料金を調整することがあります。

10 おわりに

受益者負担の適正化は、厳しい財政状況のもと、歳入を確保するという側面が強調されがちですが、決して歳入の確保が見直しの目的ではありません。

施設や特定の行政サービスを利用する人と利用しない人が存在するなか、施設の利用で利益を受ける人がいれば利益に応じた負担をお願いすることで市民間の不公平感をなくし、ひいては受益者負担の歳入を生かすことでサービスの向上が図られます。

使用料の見直しは、市民間の公平・公正の確保と市民サービスの向上を第一義的な目的とするもので、市民生活全般に関わるものです。そのため、常に市民の理解と協力が得られるよう定期的な見直しを行っていくなかで、効率的な施設の管理運営や事務の効率化、コスト削減、利用者の増加などに向けた努力を続けながら、より一層の適正化を図っていかねばなりません。